

## 第1章 交通と街づくりのバリアフリー化の必要性和現状

### 1. 交通と街づくりのバリアフリー化の必要性

本格的な高齢社会を迎えつつある中で、高齢者や障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、いわゆる交通バリアフリー法の制定をはじめ、高齢者・障害者等の移動の円滑化に向けた取り組みの重要性が高まっている。

高齢者・障害者等が安全に安心して活発な活動を行えるようにするためには、従来は外出をあきらめていた人がどうすれば外出できるようになるか、という利用者の視点に立った検討が必要であり、次のような取り組みが求められる。

#### (1) 一連の移動経路のシームレスなバリアフリー化の実現

高齢者・障害者等にとって、移動経路の一箇所にもバリア（障壁）が存在すれば、移動の円滑性は著しく低下する。このため、個々の交通施設等を整備するだけでなく、各種事業を一体的に推進することにより、一連の移動経路すべてを継ぎ目なく（シームレスに）バリアフリー化することが重要である。

#### (2) 高齢者・障害者等の特性に応じた適切な移動手段の提供

高齢者・障害者等は、自家用車を利用できない人や徒歩による移動に制約のある人の比率が高いことから、鉄道・バスなどの交通サービスを地域特性や利用者の特性に応じて適切に提供することが必要である。また、こうした乗合型の交通サービスが利用困難な人には、タクシー、移送サービスなど個別型の交通サービス（STS：スペシャルトランスポートサービス）の提供も求められる。

#### (3) 高齢者・障害者等が外出・移動しやすい地域社会の形成

交通面で移動の円滑化が実現しても、外出する機会そのものがなかったり、外出・移動を苦痛に感じるようなことがあれば、真の意味で移動が円滑化したとは言えない。このため、外出機会の創出や地域活動の促進など、高齢者・障害者等が外出しやすい地域社会を形成していくことが求められる。

こうしたことから、高齢者・障害者等の移動の円滑化に向けて、交通施設整備・交通サービスの提供という交通のハード・ソフト両面に加え、都市施設の整備や地域社会の活性化という街づくりのハード・ソフト両面が緊密に連携し、一体となってバリアフリー化を進めていくことが必要である。

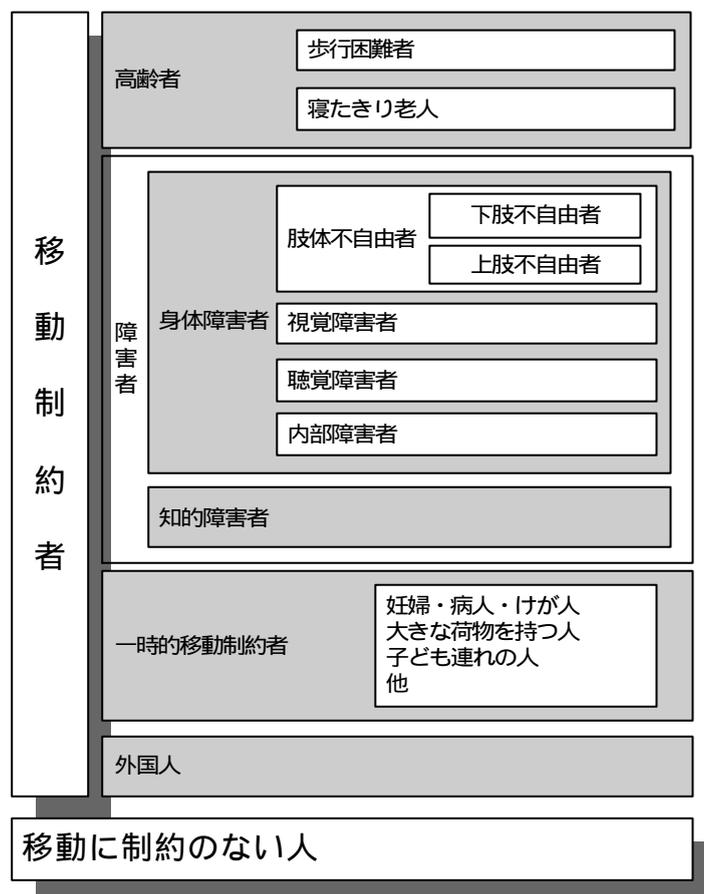
## 2. 高齢者・障害者等の現状

### (1) 移動制約者の範囲

バリアフリー化を進める際に想定する利用者として、交通バリアフリー法では「日常生活又は社会生活に身体の機能上の制約を受ける者」と定義している。一方、広い意味での移動制約者には、こうした身体機能上の制約を受ける高齢者・身体障害者等に加え、知的障害者や一時的移動制約者（妊婦、病人等）、日本語を解さない外国人等、移動に何らかの制約を受ける人すべてが含まれる。

バリアフリー化を進める際には、高齢者・身体障害者を中心としつつも、地域特性等に応じて、さまざまな移動制約者を想定する必要がある。

図1-1 移動制約者の範囲

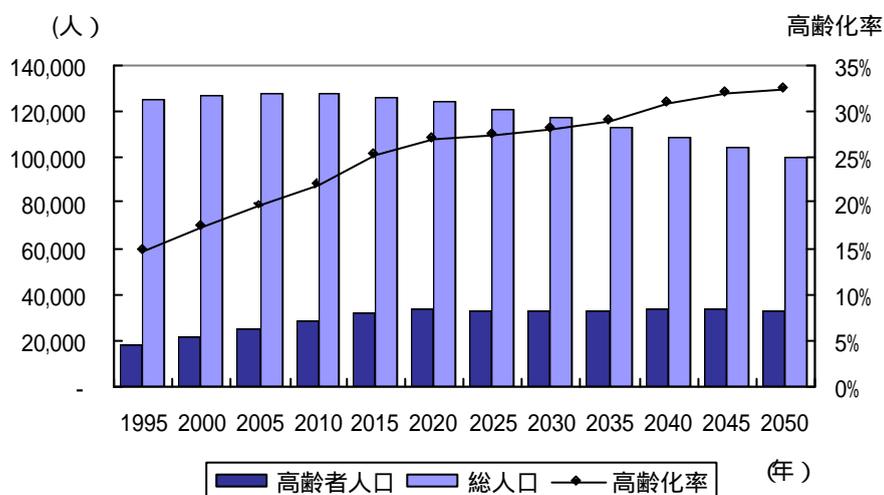


資料) 運輸省「スペシャルトランスポートサービスに関する調査研究報告書」(1998年3月)、(財)運輸経済研究センター「公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン」(1994年3月)、交通エコロジー・モビリティ財団「高齢者・障害者の開場移動に関する調査研究報告書」(2000年3月)より三和総合研究所作成

## (2) 高齢者の現状

2000年3月現在、65歳以上の高齢者は全国に約2,152万人おり、総人口に占める割合は17.1%となっている。「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、1997年1月)によると、高齢化は今後も急速に進行し、2015年には高齢化率25.2%(中位推計)と国民約4人に1人が高齢者となることが予測されている。

図1-2 65歳以上人口の将来推計



資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」1997年より三和総合研究所作成

### (3) 身体障害者の現状

1996年現在、身体障害児・者は全国に約318万人おり、うち18歳以上の在宅の身体障害者は約293万人で、18歳以上人口の2.9%を占めている。

障害の種類別に身体障害者数をみると、肢体不自由が半数以上を占め、次いで内部障害が2割強、視覚障害者と聴覚・言語障害者がそれぞれ1割強となっている。このうち、肢体不自由者数と内部障害者数は一貫して増加基調にある。

年齢階級別に身体障害者数の割合をみると、高齢者の占める割合が高まる傾向にあり、1996年には70歳以上が4割、65歳以上でみると過半を占めている。

図1-3 障害の種類別にみた身体障害者数の年次推移

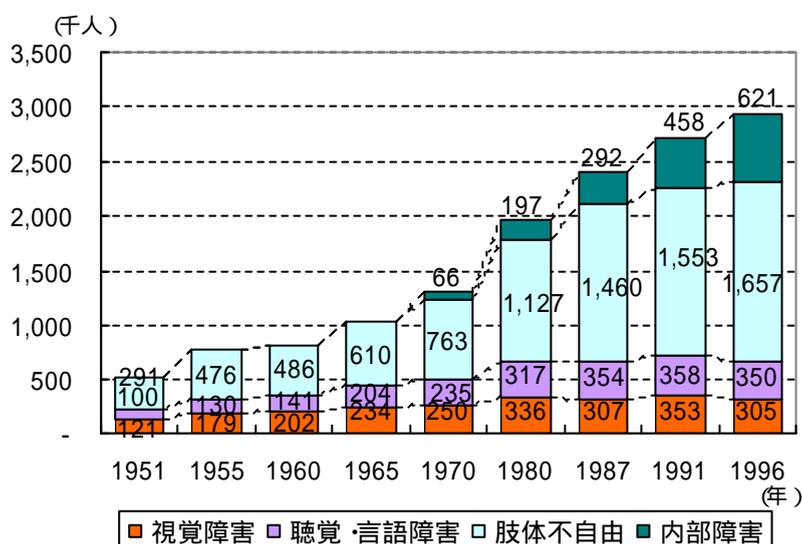
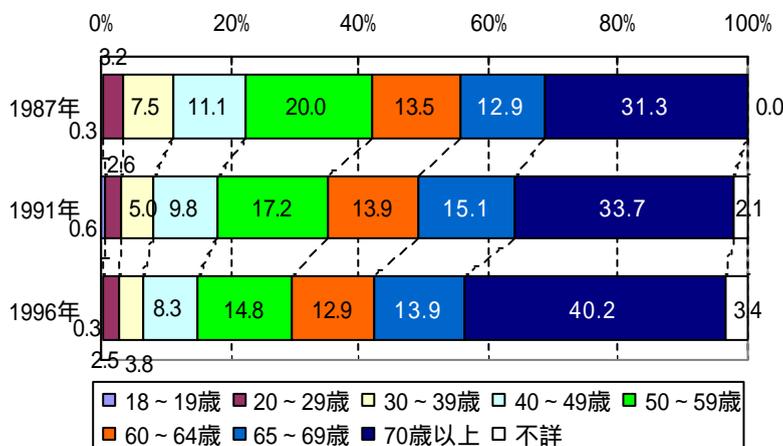


図1-4 年齢階級別身体障害者の割合



資料) 総理府「平成12年版障害者白書」より三和総合研究所作成

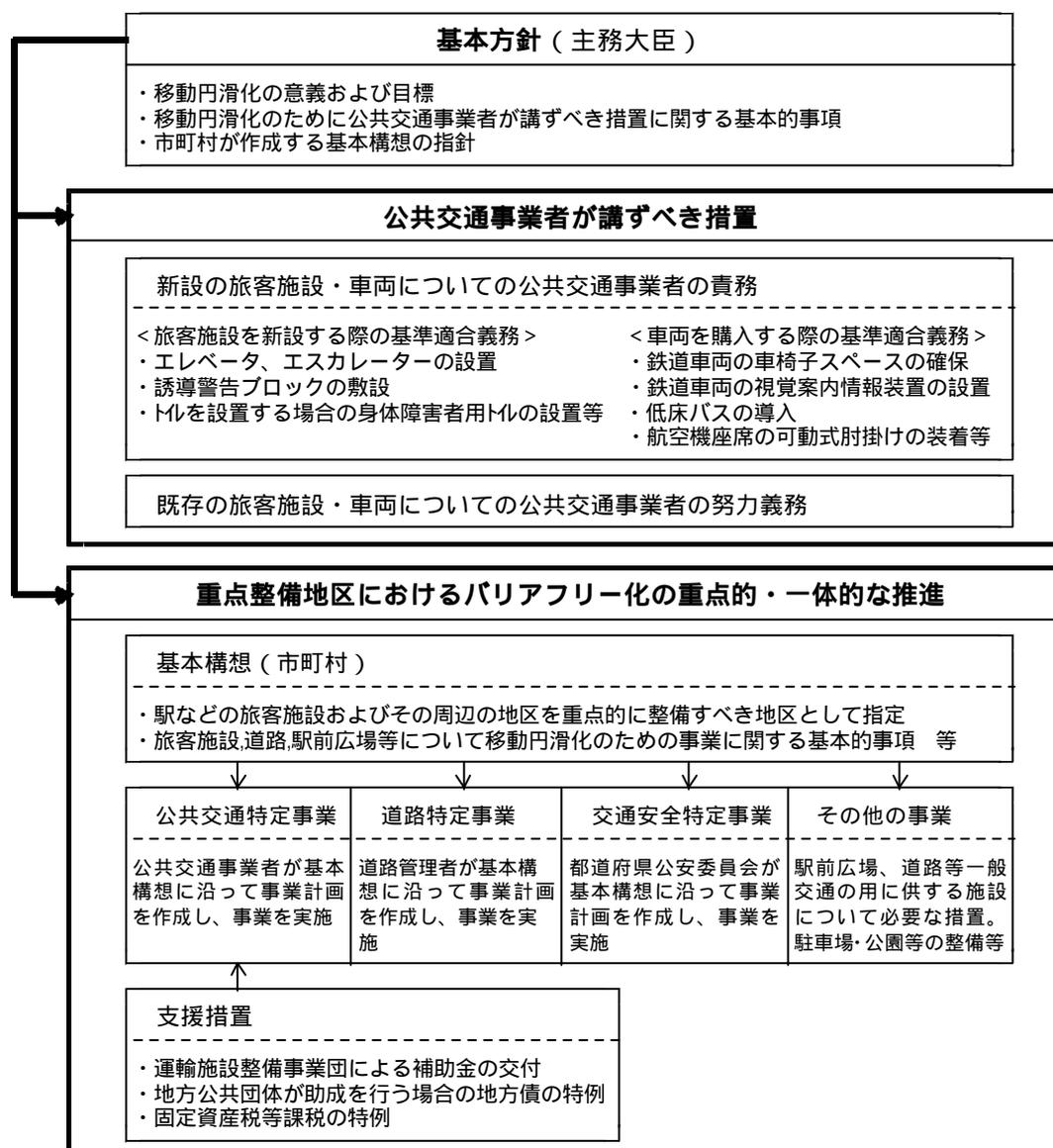
### 3. バリアフリー化促進施策の現状

#### (1) 交通バリアフリー法

2000年11月に施行された交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）は、以下の2点を柱としている。

- ・公共交通事業者による旅客施設（駅、バスターミナル等）、車両等（鉄道車両、バス等）のバリアフリー化の推進（新設は義務、既設は努力義務）
- ・駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて旅客施設、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進

図1-5 交通バリアフリー法の基本的枠組み



資料) 国土交通省ホームページ ([http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrier/wakugumi\\_.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrier/wakugumi_.html))

(2) バリアフリー実現のための支援施策

バリアフリー型交通施設整備を促進するため、国土交通省、警察庁、総務省による交通事業者、地方自治体を対象とした補助や融資、税制等、交通エコロジー・モビリティ財団を通じた助成等の支援施策がある。

また、1994年に制定されたハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）に基づき、都道府県知事の認定を受けた建築物は、整備費の一部補助、容積率の特例、税制上の特例等の支援が受けられる。

表1-1 バリアフリー関連事業（1）

	事業名	国土交通省		警察庁	総務省		エコモ財団
		旧運輸省	旧建設省		旧自治省		
補助・融資等	交通施設バリアフリー化設備整備費補助金制度 鉄道駅総合改善事業費補助（鉄道駅移動円滑化施設整備事業）制度 地下高速鉄道事業費補助による地下鉄の駅におけるバリアフリー化のための支援 既存旅客船ターミナルの一体的なバリアフリー化事業 離島旅客船ターミナルのバリアフリー化事業に対する補助 旅客船ターミナル等の民活法特定施設におけるバリアフリー施設の整備に対する補助						
	都市再生交通拠点整備事業 都市モノレール、新交通システム等の整備に対する補助 人にやさしいまちづくり事業（建築物の部分） 人にやさしい建築物（ハートフルビルディング）整備事業 優良建築物等整備事業 交通バリアフリー施設整備助成制度						
	駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルのバリアフリー化設備の整備に対する日本政策投資銀行による融資 鉄道駅施設のバリアフリー化について地方財政措置 公営地下鉄における駅施設の大規模改良工事について地方財政措置及び公営企業金融公庫の貸付（臨時特別利率の適用）						
税制	鉄道駅に高齢者・障害者等の利用に配慮して整備されるエレベーター・エスカレーターに対する特別償却制度						
	駅のバリアフリー化改良工事により取得した施設に対する不動産所得税、固定資産税、都市計画税及び事業所税の特例措置 ハートビル法認定建築物の所得税、法人税の割増償却 ハートビル法認定建築物の事業所税の非課税						

注）表中、交通エコロジー・モビリティ財団は「エコモ財団」と省略

表1-2 バリアフリー関連事業（2）

	事業名	国土交通省		警察庁	総務省 旧自治省	エコモ 財団
		旧運輸省	旧建設省			
補助・融資等	鉄道軌道近代化設備整備費補助(低床型路面電車(LRT)等)					
	公共交通移動円滑化設備整備費補助(ノンステップバス等)					
	共有旅客船のバリアフリー化施設に係る運輸施設整備事業団の支援					
	交通バリアフリー施設整備助成制度 ノンステップバス等の整備に対する日本投資政策銀行による融資 バス事業者のノンステップバス等導入について 地方財政措置					
税制	公営交通事業者のノンステップバス等導入について 地方財政措置及び公営企業金融公庫の貸付 (臨時特別利率の適用)					
	低床型路面電車(LRT)に対する固定資産税の特例措置 ノンステップバス等に係る特別償却制度					

	事業名	国土交通省		警察庁	総務省 旧自治省	エコモ 財団
		旧運輸省	旧建設省			
補助・融資等	既存旅客船ターミナルの一体的なバリアフリー化事業					
	港湾緑地等整備事業					
	歩行空間ネットワーク総合整備事業					
	道路交通環境改善促進事業					
	交通結節点改善事業					
	都市再生交通拠点整備事業					
	都市再生総合整備事業					
	まちづくり総合支援事業					
	自転車駐車場の整備に対する補助					
	都市公園等整備事業					
	人にやさしいまちづくり事業					
	特定交通安全施設等整備事業					
	電線類地中化に対する補助					
	自転車利用環境総合整備事業					
	オープンスペース整備、駐車場等整備などに対する 道路開発資金による融資					
	自転車駐車場の整備に対する道路開発資金による 融資					
	自動車駐車場・自転車駐車場の整備に対する日本 政策投資銀行による融資					
自動車駐車場の整備に対するNTT株式売却収入の 活用による無利子貸付金						
自動車駐車場の整備に対する民間都市開発推進 機構による融資						
共生のまち推進事業						
民間施設バリアフリー化について地方特別措置						

	事業名	国土交通省		警察庁	総務省 旧自治省	エコモ 財団
		旧運輸省	旧建設省			
補助	特定交通安全施設等整備事業					